

令和6年1月5日

登録事業者 各位

令和6年度 維持工事等年間単価契約の申込みについて

単価契約とは、一定期間内に反復継続して行う簡易な維持補修工事や、緊急の工事で数量を確定できない場合に、その規格や単価だけを決定し、金額はその給付の実績によって算出する契約をいいます。

江戸川区では、毎年度当初に事業者と各種維持補修工事の年間単価契約を締結し、簡易な維持補修工事や応急工事等が発生した際、速やかな対応ができるようにしています。この年間単価契約の締結を希望される方は、下記の要領にてお申し込みください。

記

- 1 対象工事 「土木維持工事」・「建築工事」・「電気設備工事」・「道路照明設備工事」
「給排水設備工事」・「空調設備工事」・「塗装工事」・「樹木等維持工事」
「消防設備工事」 以上9種類
- 2 対象者 令和6年4月1日時点で、次の3つの要件すべてを満たしている事業者
 - ① 江戸川区内に本店があること。または、令和5年度に維持工事等年間単価契約を締結していること。
 - ② 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」の有効な登録があり、競争入札参加資格があること。または「江戸川区小規模事業者登録制度」に登録していること
 - ③ 次のいずれかに該当すること
 - 1) 申込書の「登録が必要な業種番号」に定める業種を登録している。
 - 2) 希望業種を施工するための建設業許可を取得している。
- 3 申込方法 以下の書類を下記担当へ郵送にて提出してください。
 - ① 「令和6年度 維持工事等年間単価契約申込書」 ※ 記入例参照
 - ② 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」受付票の写し、または「江戸川区小規模事業者登録制度」登録申請書控の写し ※ 別紙参照
- 4 提出期限 令和6年1月31日（水）必着

- 5 契約手続 申込みを受け付けた業者に対して、2月上旬頃にメールまたは FAX で申込受領のご連絡を差し上げます。
申込をしたにも関わらず2月9日(金)までに上記の方法による受領連絡が届かなかった場合は、申込が受けられていない可能性がありますので、必ず下記問合せ先まで、申込状況についてお問合せください。
※ 申込の受付がされていない場合には、本件単価契約を締結することができません。
- 6 留意事項 ※ 申込みをしても、令和6年4月1日現在で上記対象者の要件を欠く場合は契約を締結できません。(東京電子自治体登録者は継続申請を忘れぬようご注意ください。)
※ 申込書に○を付けていない業種に契約をすることはできません。○の付け忘れには十分ご注意ください。
※ 年間単価契約の締結は、工事の発注をお約束するものではありません。
- 7 提出先及び問合せ先 江戸川区総務部用地経理課契約係(担当:工事班)
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電話 03-5662-1005(直通)